

[事案25-194] 契約解除取消等請求

・平成26年6月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による告知妨害等があったことを理由に、契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成24年12月から翌年1月まで、双極性感情障害の治療のため入院したので、平成23年8月に契約した終身医療保険にもとづき、入院給付金を請求したが、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。

しかしながら、契約時に、腰椎椎間板ヘルニアの手術と心療内科に通院中であることを募集人に伝えたが、腰椎椎間板ヘルニアのみ告知するよう誘導され、不告知教唆の事実があったので、契約解除を取り消し、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知の際、募集人は申立人から告知義務違反となった告知事項を聞いておらず、不告知教唆の事実はない。
- (2)申立人は、平成21年から同23年までの間、心因性反応、自律神経機能低下により、通院、投薬を受けており、申立人が請求している入院給付金の支払事由は告知義務違反となった告知事項と因果関係があるため、支払うことはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 不告知教唆の有無について

- (1)募集人から、腰椎椎間板ヘルニアのみ告知するよう誘導されたとの申立人の主張については、募集人の供述からも保険会社は争っているため、申立人の主張を裏付ける証拠がない限り、その主張を認めることはできない。
- (2)また、申立人が、心療内科に通院していたことについて募集人は告知時に聞いていたことを自ら認めているとして、事後の募集人との会話の録音を証拠として提出したが、申立人が主張する内容とは認められない。
- (3)したがって、募集人の不告知教唆があったとは認めることはできず、保険会社が告知義務違反を理由に本契約を解除したことは正当といえる。

2. 給付金不支給の当否について

不告知の事実と入院の原因である双極性感情障害には因果関係が認められるので、入院給付金の不支払いも正当と考える。